

計画策定日：令和4年7月8日

社会福祉法人 城島福社会 行動計画

女性の職員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和4年7月11日～令和9年6月30日

○目標 全職員の残業時間を、月平均10時間以内とする。

○取組内容・実施時期

- ① 令和4年7月～ グループウェアなどを活用し、全職員へ女性活躍推進法についての周知を図り、当法人の目標・行動計画を共有する。
- ② 令和4年10月～ 管理職へ所属部署の勤怠管理について指導し、管理方法の標準化を図る。
- ③ 令和5年1月～ 部署ごとの残業時間の推移について調査・分析を行う。
- ④ 令和5年4月～ 残業時間について、適切でない残業と判断した事案について、管理職と協議の上、適宜是正を試みる。
- ⑤ 令和5年9月～ 課題への対策の効果について検証し、効果が認められた対策については、取り組みを継続する。

(※以下、①から⑤を1年周期で繰り返す。)